

議案第〇〇号

宝塚市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の
一部を改正する条例の制定について

宝塚市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改
正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和7年（2025年）11月17日提出

宝塚市長 森 臨太郎

宝塚市条例第 号

宝塚市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の
一部を改正する条例

宝塚市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年
条例第31号）の一部を次のように改正する。

第10条第3項中「指定都市」の次に「若しくは同法第252条の22第1項の中核
市」を加え、同項第1号中「保育士」の次に「又は兵庫県の区域に係る児童福祉法第18
条の29に規定する地域限定保育士」を加える。

第12条中「第33条の10各号」を「第33条の10第1項各号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第〇〇号

宝塚市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を
改正する条例の制定について

宝塚市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年条例第31号)
新旧対照表

現行	改正案
<p>(職員等)</p> <p>第10条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であつて、都道府県知事又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の指定都市 _____の長が行う研修を修了したものの(採用後1年以内に修了することを予定している者を含む。)でなければならない。</p> <p>(1) 保育士 _____ _____の資格を有する者</p> <p>(2)～(10) (略)</p> <p>4・5 (略)</p> <p>(虐待等の禁止)</p> <p>第12条 放課後児童健全育成事業者の職員は、利用者に対し、<u>児童福祉法第33条の10各号</u> _____に掲げる行為その他当該利用者の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</p>	<p>(職員等)</p> <p>第10条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であつて、都道府県知事又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の指定都市若しくは同法第252条の22第1項の中核市の長が行う研修を修了したものの(採用後1年以内に修了することを予定している者を含む。)でなければならない。</p> <p>(1) 保育士又は兵庫県^の区域に係る児童福祉法第18条の29に規定する地域限定保育士^のの資格を有する者</p> <p>(2)～(10) (略)</p> <p>4・5 (略)</p> <p>(虐待等の禁止)</p> <p>第12条 放課後児童健全育成事業者の職員は、利用者に対し、<u>児童福祉法第33条の10第1項各号</u>に掲げる行為その他当該利用者の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</p>

令和7年（2025年）10月29日

第12回都市経営会議資料

宝塚市放課後児童健全育成事業の設備
及び運営に関する基準を定める条例の
一部を改正する条例の制定について
（概要）

子ども未来部 アフタースクール課

1 概要

「児童福祉法等の一部を改正する法律（令和7年4月25日法律第29号）」が公布されたことに伴い、関連する「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」の一部を改正する。

→2改正内容 (1)
(2)

また、「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成26年4月30日厚生労働省令第63号）」の一部が改正されたことに伴い、関連する「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」の一部を改正する。

→2改正内容 (3)

2 改正内容

(1) 地域限定保育士制度の一般制度化

国家戦略特別区域に限り認められている地域限定保育士制度が、児童福祉法により一般制度化されることに伴う改正。登録した都道府県等においてのみ保育士として業務を行うことができ、一定の条件を満たした場合は通常の保育士として当該都道府県等以外でも業務を行うことが可能となる。保育士の資格に言及する条文に「地域限定保育士」を併記する改正を行う。(第10条第3項第1号)

(2) 保育所等の職員等による虐待に関する通報義務等の創設に伴う改正

児童養護施設等を対象とする被措置児童等虐待（施設・事業の職員等による被措置児童等に対する虐待）について、その対象となる施設・事業に放課後児童健全育成事業が追加されたことに伴う改正。

児童福祉法第33条の10に第2項及び第3項が加えられることに伴い、引用を「第33条の10各号」から「第33条の10第1項各号」に改める。(第12条)

2 改正内容

(3) 放課後児童支援員認定資格研修の実施主体の追加

放課後児童支援員は、保育士の資格を有する者など、設備運営基準第10条第3項各号のいずれかに該当する者であって、都道府県知事又は指定都市の長が行う研修（以下「放課後児童支援員認定資格研修」という。）を修了したものでなければならない。

放課後児童支援員認定資格研修の受講機会の拡充を図るため、設備運営基準第10条第3項が改正され、中核市の長も放課後児童支援員認定資格研修を実施できることとなったことを追記する改正。（第10条第3項）

3 改正に伴う影響

2 (1) :

兵庫県が国の認定を受けて地域限定保育士試験を実施した場合、当市内で地域限定保育士の資格をもって放課後児童支援員になる者が現れる。

2 (2) :

放課後児童健全育成事業の職員による虐待について、児童養護施設等の職員による虐待と同様、下記の規定が児童福祉法に設けられたため、法に則って対応を行う。

- ・虐待を受けたと思われる児童を発見した者の通報義務
- ・都道府県等による事実確認や児童の安全な生活環境を確保するために必要な措置
- ・都道府県等が行った措置に対する児童福祉審議会等による意見
- ・都道府県による虐待の状況等の公表
- ・国による調査研究 等

3 改正に伴う影響

2（3）：

中核市の長が実施する研修を修了したことをもって、放課後児童支援員となる者が現れる。

4 施行期日

公布の日から施行する。